

第三者評価結果の公表事項(乳児院)

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

②評価調査者研修修了番号

S2021098・愛福評 22103・愛福評 12017

③施設の情報

名称：松山乳児院	種別：乳児院	
代表者氏名：施設長 村上 眞實	定員（利用人数）：40名（26名）	
所在地：愛媛県松山市久万ノ台173番地		
TEL：089-922-9720	ホームページ：http://www.koinonia-as.or.jp/	
【施設の概要】		
開設年月日：昭和28年3月31日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人コイノニア協会		
職員数	常勤職員：42名	非常勤職員 2名
有資格職員数	(資格の名称) 名	(公認心理師) 2名
	(看護師) 9名	(管理栄養士) 1名
	(児童指導員) 6名	(調理師) 2名
	(保育士) 14名	(社会福祉士) 1名
施設・設備の概要	(居室数) 本館：3部屋 小規模グループケア施設「はぐくみの家」：4部屋	(設備等) 本館：鉄骨・鉄筋コンクリート造 ・親子生活訓練室 ・子育て支援居室 ・防災拠点型地域交流スペース 小規模グループケア施設「はぐくみの家」：木造

④理念・基本方針

理念

- (1) キリスト信仰に基づいて、乳幼児とその家庭の支援に努める。
- (2) 利用者に対し敬愛の心をもってその権利擁護に努める。
- (3) 公平・公正なサービスの実現に努める。
- (4) 最善の援助提供を模索し、その方策の獲得に努力する。
- (5) 全ての職員の専門職としての資質向上を図る。

基本方針

- (1) 児童の生命を守り、心身の健全育成に努める。
- (2) 児童家庭の育成環境回復への支援に努める。
- (3) 愛着関係の構築を前提とした養育を目指す。
- (4) <自分を愛するように他者をも愛せる>存在を目指した養育に努める。
- (5) 心の受容を第一とした養育環境作りを目指す。
- (6) 常に児童にとって適切な養育環境整備に努める。

⑤施設の特徴的な取組

キリスト教精神に基づく生命の尊厳と人格の尊重を養育理念とし、〈自分を愛するようにその隣人を愛せる〉子どもを育てることを養育指針としています。

年長児については「小規模グループケア施設」とすることにより、より個別的なケアを提供しています。

家庭支援については専門相談員を2名配置し、家族に対するきめ細やかな支援と支援センターと連携して里親候補者とのより良いマッチングをすすめています。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和4年6月10日（契約日）～ 令和5年2月15日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	令和元年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

1. 今回、5回目の第三者評価受審である。受審を重ねることで規程・マニュアル等書類の整備や、それに基づく養育・支援等が丁寧に積み重ねられており、「子どもの命を守り・心身の健康な発達を見守り・愛着形成や権利擁護」等につながってきている。
2. 特に年長児については「小規模グループケア施設」での支援の実績を重ねている。また職員のメンタルヘルスについても健康で働きやすい職場環境であることを職員面接により確認した。

◇改善を求められる点

1. 事業計画を保護者等に周知する取り組みについて、今後は子どもの生活に関わりのある事項や、保護者等の参加を促す観点等から、分かりやすく説明した資料などによる周知を期待したい。

2. 乳児院の社会的役割を広げていくために、地域の福祉ニーズ等の把握や、施設の専門性を活かした地域社会との共生への更なる取り組みを期待したい。
3. 里親支援専門相談員を早期に設置することにより里親委託の推進、地域の里親及びファミリーホームの支援体制づくりが望まれるところであり、これら、子どもの権利擁護や家庭機能の再生等のためにも、児童相談所を中心とした関係機関との協働作業への更なる努力を期待したい。
4. 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のために内部監査による確認が行われているが、さらに公正・透明性を担保するためにも外部の専門家による監査支援等を期待したい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

今回で5回目の受審となりましたが、評価者の方々が当施設の良いところを伸ばしたいという目線で取り組んでくださり、その方法を当施設側と一緒に考えていただけたおかげで、新たな気づきを得ることができました。また、利用者アンケートからは普段聞くことが出来ない利用者さんの声を聞けて今後の励みにもなりました。

改善を求められた点については、今後の課題・目標として更なる福祉サービスの向上に努めてまいりたいと思います。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（乳児院）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 22 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・㊸・c
<コメント> 理念・基本方針では、施設の使命や目指す方向が明文化されおりホームページ・事業計画等で公表されている。しかし保護者等への周知は玄関の掲示や入所時の説明のみで行っているため、今後は分かりやすく説明した資料を作成するなどの工夫を期待したい。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	㊸・b・c
<コメント> 国・県の進める「社会的養育推進計画」の取り組みとそれに伴う経営環境の変化等についての的確に把握・分析がされており、中・長期計画にも反映されている。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	㊸・b・c
<コメント> 経営環境の変化に伴う経営課題等が明確で、改善等に向けた具体的な取り組みが理事会での承認を経て事業計画化され、その結果は事業報告として再び理事会での承認を得ている。職員への周知は運営会議等で行っている。		

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>中・長期的なビジョンが明確で具体的であり、毎年見直しを行っている。今後は中・長期の課題や解決方法を具体的に数値化することで、さらに明確な目標設定につながることを期待したい。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画を踏まえた単年度の計画が具体的に策定されている。今後は中・長期計画の数値化を反映した単年度の計画を期待したい。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画作成は、毎年職員の参画のもとにあらかじめ定められた時期・手順に基づき見直し策定され、理事会での承認後は全職員に計画書を配布し理解を促している。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・⑩
<p><コメント></p> <p>現状は事業計画を保護者等に周知する取り組みを行っていない。今後は子どもの生活に関わりのある事項や保護者等の参加を促す観点等から、分かりやすく説明した資料などによる周知が望まれる。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
⑧	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	⑩・b・c

<p><コメント></p> <p>毎月精神発達検査等を根拠とした指導計画の作成を行っており、半期に一度はこれら指導計画等をもとに自立支援計画を作成している。また毎月現場職員に「ケア内容チェック表」を記入させ養育・支援の向上につなげており、必要に応じてスキル向上委員会として次長・心理職が該当職員と面談を行う等、迅速な対応を行っている。第三者評価の結果は、施設運営会議において分析・検討されている。</p>		
9	<p>I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>分析・検討された課題は、施設運営会議等で改善策を作成し実施するとともに、必要に応じて見直しを行っている。また月例会で職員間の共有を行っている。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。</p>		
10	<p>Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長の役割と責任は、業務マニュアルに明文化されており、有事においても災害時事業継続計画や緊急時対応マニュアルで明確になっている。また不在時の権限委任についても明文化され周知されている。</p>		
11	<p>Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>経営者協議会や全国乳児福祉協議会などで各種情報を収集しコンプライアンス体制づくりに取り組んでいる。今後は施設に関する関係法令のリスト化等を通じた体制づくりにより、法令等の周知・遵守への取り組みを期待したい。</p>		
<p>Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ—1—(2)—① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c

<p><コメント></p> <p>施設長は、毎月行う職員の「ケア内容チェック表」の確認や、各職員のスキル向上や課題設定等に取り組んでいる。アセスメント会議や施設運営会議では養育・支援に関する現状と課題を把握しスーパーバイズすることを通して、施設全体の養育・支援の質の向上に指導力を発揮している。</p>		
13	<p>Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、コスト分析と利用状況分析を実施し、それを基に事業計画・事業報告を策定している。また運営上の課題については施設運営会議で提示し、会議の場で検討し業務実効性の向上に努めている。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>管理規定に、必要な福祉人材とその定数は国の定める基準を下回らないことが明記されており、現状も基準を上回って確保されている。また、運営理念・運営方針の実践や業務マニュアル・職員研修等により定着等に関する取り組みも実現されている。</p>		
15	<p>Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が定められている等、総合的な人事管理が行われている。また期待する職員像等も明確で、「目標管理シート」や「自己評価シート」等を活用して総合的な人事管理が行われている。</p>		
<p>Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の就業状況等は常に把握し、一般事業主行動計画の策定・改正育児休業法対応・福利厚生・職員間の人間関係に関する規定・悩み相談窓口設定等働きやすい職場づくりに取り組んでいる。職員からの聞き取りからも働きやすい職場であることが確認できた。</p>		

Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>期待する人間像が明確にされており、「ケア内容チェック表」により職員一人ひとりの目標が管理されている。また定期的に面接を行う等目標達成に向けた取組を行っている。</p>		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>コロナ禍の中、オンライン研修やビデオでの研修も組み込みながら、ニーズの多様化やスキル向上等を目指した外部研修や法人内研修等に取り組んでいる。今後は、教育・研修の体系化に向けた取組を期待したい。</p>		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>年間研修計画において、職員が計画的に外部研修に参加できる体制が整っている。研修内容は「月例会」で報告されている。今後は職員別研修計画の作成や実施記録により、研修成果等が評価できる体制づくりを期待したい。</p>		
Ⅱ—2—（4）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>実習生の研修・育成に関する基本姿勢は事業計画に明記され、受け入れマニュアルも確立されている。各種学校の実習担当者とは緊密に連携が取られており、積極的な取組を評価したい。また指導者に対するマニュアルも丁寧に作られており、指導者の研修会も実施している。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㊟・b・c

<p><コメント></p> <p>法人ホームページ等により法人・施設の理念や基本方針や、苦情・相談の内容・決算情報等が適切に公開されている。第三者評価の受審結果も県のホームページで公開されている等運営の透明性を確保するための情報公開が適切に行われている。</p>		
22	<p>Ⅱ－３－（１）－② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>公正かつ透明性の高い事務処理等の取り組みと内部監査による確認が行われているが、さらに公正・透明性を担保するためにも外部の専門家による監査支援等を期待したい。</p>		

Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ－４－（１）地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>Ⅱ－４－（１）－① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>地域との関わりについては基本的な考え方を中・長期事業計画に明記している。具体的には散歩・買い物・通院等で地域の人々との日常的なコミュニケーションが図られている。</p>		
24	<p>Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア等の受け入れについて、基本姿勢が明確でマニュアルも整備され、担当職員の適切なアドバイスや健康チェック等の体制も確立している。また大学・高校のボランティア受け入れについても担当教諭との連携を図り、地域への還元・協力がみられる。</p>		
<p>Ⅱ－４－（２）関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ－４－（２）－① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>関係機関・団体等地域の社会資源を明示した資料を作成し活用している。定期的な連絡会・情報交換等連携は適切に行なわれており、退所後の援助体制作り等、関係機関との具体的な取り組みを行っている。</p>		
<p>Ⅱ－４－（３）地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ－４－（３）－① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a・㊦・c

<p><コメント></p> <p>日常的な支援の中で保護者のニーズを把握したり、関係機関・団体・ボランティア・見学者等を通して地域の福祉ニーズ等を把握する取り組みを行っているが、今後は施設職員が地域により積極的に出向くことや相談事業などを通して、地域住民のニーズの把握や施設への理解の深まりを期待したい。</p>		
27	<p>Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>災害時の地域住民の避難場所として防災拠点型地域交流スペースを整備している。また、実習生の受け入れ・ボランティアの受け入れ・施設見学者受け入れ事業も行っている。今後は、福祉ニーズ等の把握をもとに施設が有する専門的な情報等を地域に還元する等、地域コミュニティの活性化への取り組みを期待したい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	<p>Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念・基本方針に子どもを尊重した養育・支援の姿勢がうたわれており、業務マニュアルや施設内虐待対応マニュアル、学習会等で職員が理解し実践する取り組んでいる。また養育・支援の標準的実施方法にも反映されており、「ケア内容チェック表」で状況の把握・評価を行い必要な対応を行っている。</p>		
29	<p>Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。</p>	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>衣類の個別収納や電話での問い合わせ対応、フルネイムの氏名掲示、施設で撮る写真への配慮等プライバシー保護への配慮をした支援を行っている。今後はプライバシー保護についての議論を深めることでマニュアル等の作成を期待したい。</p>		
<p>Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p>		

30	Ⅲ—1—(2)—① 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者等に対して、分りやすく養育・支援に内容を紹介した資料を準備している。また入所予定の保護者等に対して、福祉総合支援センターと共に家庭訪問したり見学に応じたりしている。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>支援の開始・過程においては、必要に応じて祖父母等の同席も依頼すること等が家庭支援マニュアル等に定められている。また入所時ガイダンスにより、入所時に必要な説明と同意が得られている。入所後の養育・支援の過程については、面会やお便りで伝えており、いつでも質問や相談を受けること等、保護者の気持ちに寄り添う支援を行っている。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>措置変更や地域・家庭への移行等にあたり、養育・支援の継続性に配慮したマニュアルにもとづき対応している。また家庭に対しては複数の家庭支援専門相談員が退所後の相談窓口であること等を文書と説明により伝えている。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の記録(カードex)によって子どもの満足感を把握しており、必要に応じてアセスメント会議等で取り上げて対応する等の取組を行っている。また食事においても、給食内容検討会において食事の状況や嗜好調査を行い、「おいしくて楽しい食事」に取り組んでいる。</p>		
Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した文書が掲示され、資料を保護者に説明する等、苦情解決の仕組みが確立している。</p>		

35	Ⅲ—1—(4)—② 保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・⑤・c
<p><コメント></p> <p>保護者等からの相談や意見・要望等については、2名の家庭支援専門相談員が対応することや相談相手を選べることを伝えており、意見箱だけでなく面会簿にも意見欄を設け要望等を述べやすい環境を整備している。今後は文書の配布と掲示により保護者等に周知することを期待したい。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	④・b・c
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談や意見に対し、内容の難易度も含め迅速な対応がマニュアル化されており、その場で可能な限り対応し、困難な場合は施設運営会議・職員会等で周知、改善を行っている。また必要に応じて、家庭支援専門相談員・心理療法担当職員と保護者面接を行い家族の関係性を再構築する支援も行っている。</p>		
Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	④・b・c
<p><コメント></p> <p>事故・ヒヤリハット担当者が配置されており、ヒヤリハット・事故報告は、毎月アセスメント会議や月例会等で原因の追及と防止策が検討され、改善の取り組みを行っている。また生活全般に関する事故防止のための手順や事故発生時の対応がマニュアル化され、職員に周知されている。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	④・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症対策について、施設長を中心にした対策本部の設置等管理対策が明確である。また新型コロナ対策マニュアル・感染症対策マニュアルを整備し学習会も行っており、適切な予防策により安全・安全な生活が確保できている。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	④・b・c
<p><コメント></p> <p>災害時事業継続計画やJアラート発令を含む緊急時対応マニュアルにより対応体制が定められており、子ども・職員の安否確認についてもマニュアル化されている。また緊急地震速報の受信装置の設置により、地震発生時には全館放送される仕組みもあり、これを使った避難訓練も実施している。備蓄リストについても緊急時対応マニュアルに定められており、必要量が確保されている。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	㊐・b・c
<p><コメント></p> <p>養育支援の標準的な実施方法は、業務マニュアル・養育マニュアル・保健マニュアル・給食マニュアル等に文書化され、子どもを尊重する姿勢が明示されている。また「新任職員オリエンテーション」やOJT等で周知徹底を行っており、確認する仕組みも整っている。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㊑・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法について、それぞれの場所で見直しがされているようであるが、仕組みとして整っている状態ではない。今後は、年に一度は検証し必要な見直しが行われることを期待する。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㊐・b・c
<p><コメント></p> <p>部門を横断したさまざまな職種の関係職員による、アセスメントに基づく個別的な「自立支援計画」を毎月策定している。また福祉総合支援センター等とも密接な連携を行っている。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㊐・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月の「自立支援計画」やアセスメント会議により定期的に評価、見直しを行いながら養育・支援に取り組んでいる。</p>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	㊐・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の日々の記録(カードックス)は、毎月指導計画にまとめており、毎月のクラス会・アセスメント会議・施設運営会議等で情報共有している。</p>		

45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>管理規定により利用者に関する文書の扱いが定められている。また施設長を個人情報管理者とした個人情報管理規定・個人情報管理規則等も定められており、保護者には個人情報保護・利用について書面により説明をしている。個人情報の管理体制が確立している。</p>		

内容評価基準（22項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月チーフ・主任・施設長が、院内学習会や月例会・アセスメントカンファレンス・ケア内容チェック表で、具体的な職員の関わりや姿勢について理解し合っている。日頃の養育を振り返る為の取り組みとして、「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」（全国乳児福祉協議会作成）を基に、より詳しく作成して活用している。</p>		
A—1—(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A②	A—1—(2)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>「施設内虐待対応マニュアル」に沿って不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。日頃から職員研修や具体的な体制整備を通じて不適切なかかわりの防止について対策を講じている。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A—2—(1) 養育・支援の基本		
A③	A—2—(1)—① 子どものころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育てている。	㊸・b・c

<p><コメント></p> <p>担当養育制をとり、ケアワーカーとの信頼関係を軸に養育にあたっている。できるだけ少人数での保育を行い、子どもの状態を把握しやすくし、常に子どもの心によりそえる生活環境の中で愛着関係の構築に努めている。子どもによりそう姿勢を保てるようにケアワーカー自身がケア内容のチェックを行っている。特別な配慮が必要な子どもに対しては、担当ケアワーカーとの関係形成を基盤とするが、一人で抱え込むことのないように、心理士・個別対応・家庭支援・クラスチーフなどが共に大きな家族としてサポートし、専門性を活かしながら個別の関わりを持っている。</p>		
A④	A—2—(1)—② 子どもの生活体験に配慮し、子どもの発達を支援する環境を整えている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの生活体験記録として、グループ写真や食育遊び（写真集）、行事の記録は個人別ファイルにまとめている。各グループの子どもたちの成長発達については、必要に応じて心理士にも参加を依頼し、育みの家クラス会議の中で豊かな生活の保障について議論している。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑤	A—2—(2)—① 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>授乳のあり方に関しては、給食内容検討会で各児の状態の変化を踏まえてケア内容チェックにおいてもケアワーカーが定期的に自己評価を行っている。授乳は夜間2～3名で対応している。基本的に子どもの一人飲みはさせていないが、夜勤帯にて同時に複数の乳児がミルクを欲しがるといった場合は、止む負えず短時間一人飲みする状況はあるが常に職員が傍でケアしている。</p>		
A⑥	A—2—(2)—② 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>給食内容検討会を実施し、栄養士とチーフとの連携を図り、子どもの現状に合わせた離乳食が提供できるように進めている。また、調理員も実際の食事場面の参加も実施している。</p>		
A⑦	A—2—(2)—③ 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>食事を楽しむ工夫として季節・行事に合わせた献立とし、調理員の企画する「お楽しみおやつ」や、個別保育においても年長児に対し、普段ではできない食事を楽しむ「食育遊び」を実施している。グループ内では、炊飯・つぎ分け・あたため・レンジの使用などの食育にも取り組んでいる。クラス別にデイリープログラムがあり、規則正しいリズムで食事をとっている。菜園での栽培・収穫を行い料理活動へつなぎ、月齢により食べることに関心を持てるよう工夫しながら、食に対する興味を引き出す取組を行っている。</p>		

A⑧	A—2—(2)—④ 栄養管理に十分な注意を払っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月、栄養士を中心に調理員・ケアワーカーが集まり給食内容検討会を開催し、子どもたちの現状に合った食事内容・環境になるように、栄養管理が行われている。季節にあった食事内容を献立に組み入れ、職員会においても、今後の予定をケアワーカーとも連携できるようにしている。お菓子ばかり食べる・虫歯が多い・詰め込み食べ・咀嚼できない・ネグレクトなどの被虐待児への具体的な対応策については、栄養士と相談しながら進めている。食物アレルギーへの対応は、食器を区別して誤食予防、代替え食等は子どもが納得できるように心のケアも配慮しながら実施している。</p>		
A—2—(3) 日常生活等の支援		
A⑨	A—2—(3)—① 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>個別のものと施設のものがあり担当職員が管理し、最終確認はチーフが行っている。衣類は保護者が持参し、収納スペースの関係で衣類の数は制限しているが、子どもの衣類へのこだわりがあることも含めて対応している。</p>		
A⑩	A—2—(3)—② 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>温湿度計・加湿器を設置して照明や換気にも配慮しており、計測後は勤務日誌に記載している。乳幼児突然死症候群防止のため乳児用呼吸モニター（ベビーセンス）を設置し予防環境を整備している。安心した入眠となるように、ケア内容チェックにおいてケアワーカーが振り返りを継続し取り組んでいる。</p>		
A⑪	A—2—(3)—③ 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>各グループに浴室があり、玩具も用意され家庭的な入浴環境づくりに努めている。浴室の床はクッションフロアで、年齢に合わせた入浴環境を整備し、一緒入浴（職員が共に入る）も適宜しており、心地よい入浴となるよう努めている。子ども2人につき職員1人が対応し、衛生面に配慮しながら心の安定や成長につながる心地よい入浴や沐浴の時間が過ごせるようにしている。</p>		
A⑫	A—2—(3)—④ 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>心地よい排泄対応ができるように、ケア内容チェックにおいてケアワーカーが振り返りを行っている。指導計画において、毎月排泄援助のあり方を検討し記載している。基本的な援助の仕方については、マニュアル化しており、発達状況や子どものこだわりに合わせて援助を行うことで、子どもの自信や自分への信頼感の育成につなげている。</p>		

A⑬	A-2-(3)-⑤ 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの人数・職員数などの人的環境も考慮しながら、目的や子どもの発達に合わせた遊びの環境を整備している。子ども個人の玩具を入れる「おもちゃボックス」を設けて自由に遊べる環境も作っているが、「おもちゃボックス」の扱いはクラスの事情により異なっている。担当者は、子ども自身の興味や発達や安全性など主体的に遊べる環境づくりについて、具体的な計画や援助をチームと相談しながら取り組んでいる。</p> <p>3歳未満児は縦割り保育体制による、小グループケアを実施し丁寧な養育の充実に取り組んでいる。</p>		
A-2-(4) 健康		
A⑭	A-2-(4)-① 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>各クラスの日々の記録（カードックス）に、毎日の健康状態の把握ができるように、勤務帯ごとの熱・便・内服・食事・水分量・その他特記事項を一覧として記載し管理している。緊急時には対応マニュアルに従って対応しており、保護者や支援センターに対しては、家庭支援専門相談員が確実に連絡をとれるようにしている。診察室には救急病院当番表や緊急時対応の手引きとなるものを掲示している。定期健康診断・予防接種は担当看護師が計画を立て適時実施している。</p>		
A⑮	A-2-(4)-② 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの体調・既往歴・薬の使用状況や医師からの指示・緊急時の対応法などが日々の記録（カードックス）に子どもごとに記載されている。感染症対応マニュアルや、緊急時の対応に医師に伝達する時のマニュアルも作成し健康維持に努めている。</p>		
A-2-(5) 心理的ケア		
A⑯	A-2-(5)-① 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの情緒の安定を目的に、心理療法対象児童および、必要と考えられる子どもについて個別心理療法等を実施している。家庭支援専門相談員と情報共有し、必要に応じて保護者面会に立ち会い、子どもと家族の関係性を再構築する支援を行っている。支援が必要な子どもに対しては、県福祉総合支援センターの判定員によるK式発達検査を実施し、結果のフィードバックを受けている。子どもとの関係づくりのために、月2回（1回40分実施）発達の記録を確認しながら、半年単位で心理士による子どもの見立てや対応方法などを、担当保育者に示し職員間で共有している。</p>		

A-2-(6) 親子関係の再構築支援等		
A⑰	A-2-(6)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援専門相談員が中心となって家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じるとともに養育スキルの向上を支援している。家庭引き取りをどのように考えていくか家庭に応じた支援をしている。また、子どもの様子を伝えるおたよりの送付も行い家族との連携に努めている。</p>		
A⑱	A-2-(6)-② 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>家庭支援マニュアルを基に順を追って親子関係再構築のための支援を行うとともに、入所以降のケアの方向性について、アセスメントカンファレンスで毎月専門職が集まり協議している。また、外出・外泊の前には身体チェックを実施し家族からの不適切なかかわりがあった際には、早期発見できるよう努めている。困難事例に際し、関係機関との連携を図っている。今後の課題として挙げている、家族支援での面会時間や回数、外出外泊の機会を増やすことを実践し、更なる家庭支援の充実に期待したい。</p>		
A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア		
A⑲	A-2-(7)-① 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの退所時の支援として、特に家庭引取と里親委託前には福祉総合支援センターと関係機関でケースカンファレンスを実施し、情報提供をするとともに、退所後の具体的な支援の役割分担について取り決めている。また、家族に対しては退所後も、家庭支援専門相談員が相談窓口になることを伝え、いつでも連絡できる体制を整えている。入所時から、必要に応じて退園後を見越した関係機関と連携し見守り支援体制を構築している。</p>		
A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備		
A⑳	A-2-(8)-① 継続的な里親支援の体制を整備している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>入所児の面会状況は毎月福祉総合支援センターに報告を行っており、里子調査にも協力している。また、里親委託にあたっては面会から外出・外泊と段階を追った関係づくりを実施しており、進捗状況も福祉総合センターに報告している。次年度から、里親支援専門相談員の配置が計画されているため、積極的な取り組みを期待したい。</p>		

A—2—（9）一時保護委託への対応		
A⑳	A—2—（9）—① 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>一時保護委託を受け入れる前に、子どもの健康状態や家庭状況、入所理由等を福祉総合支援センターに調査を依頼し、入所後のケアに役立て準備している。また、入所時に保護者が同席できる場合は、喘息やアレルギー等の既往症の有無や配慮点等も確認している。</p>		
A㉑	A—2—（9）—② 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>時間を問わず、緊急連絡が受けられる体制を整えている。また、受け入れ時は隔離対応とし観察期間中に健康面や行動面の観察を行っている。子どもの行動観察記録をもとに、多職種によるカンファレンスでアセスメントを実施している。</p>		